

基本構想

1 はじめに〔基本構想策定の目的と視点〕

平成 13 年（2001 年）1 月 21 日、21 世紀最初の合併により、新市「西東京市」が誕生しました。本市は、新市建設計画の基本理念である「21 世紀を拓き 緑と活気にあふれ 一人ひとりが輝くまち」の実現をめざし、新市建設計画をまちづくりの指針として行政運営を行ってきました。

この間、我が国における社会経済情勢は、大きな変革の時期を迎えています。

本市においても、経済情勢が依然として不透明な状況の中、少子高齢化の急速な進展に伴う社会的課題、地球的規模での環境問題、高度情報通信社会の到来など、地方分権の推進とあいまって、市民ニーズの多様化、高度化などへの対応が迫られており、中長期的視野に立った計画的かつ安定的な行政運営を行っていくことが求められています。

このような社会経済情勢の大きな変化に的確に対応し、また、新しいまちづくりを総合的かつ計画的にすすめていくため、新市建設計画との整合性を図りつつ、新たな市民ニーズを踏まえ、西東京市として初めての基本構想を策定し、21 世紀の新たな都市像をめざしたまちづくりをすすめていきます。

基本構想は、いわゆる「西東京市のまちづくり羅針盤」であり、わたしたちの望み〔基本理念〕と、その望みをかなえる理想のまち〔将来像〕を定めています。そして、この基本構想の策定にあたっては、まちに暮らす人の目線の重視、一人ひとりがいきいきと輝く環境づくり、自然との共生の実現、さまざまな分野の人々との連携・協働、安定したサービスを提供できる自治体経営などの視点を大切にしながら策定しました。

2 この計画をつくるにあたって(計画のフレーム)

以下のような条件のもと、この計画をつくりました。

目標年次

平成 25 年度(2013 年度)をこの計画の目標とします。

想定人口

平成 25 年度における想定人口は、おおむね 19 万 2 千人とします。

本市の人口は、昭和 55 年以降一貫して増加してきました。国勢調査データによると、昭和 55 年(1980 年)に 158,234 人であった人口は、20 年後の平成 12 年(2000 年)には 180,885 人となり、22,651 人(14.3%)の増となっています。今後は、増加傾向はやや鈍化し、平成 25 年の目標年次における人口予測については、おおむね 192,000 人と推計されています。

(「西東京市人口推計調査報告書」(平成 14 年 3 月)より)

土地利用について

本市の土地利用用途は、住宅地の割合が非常に高く、今後も住宅を中心としたまちとして、良好な住環境を確保する必要があります。また、住宅地以外にも、駅周辺の商業地や工業集積地など、市の活性化と地域の生活を支えるための発展的な土地利用が求められているところもあります。

人々が暮らしやすい環境を保つため、現在の市街地の特性や将来の望ましい姿を踏まえて、土地利用については、次の 2 点を基本方針とし、都市計画マスタープランを策定していきます。

(1) 地域の特性に応じた土地利用の推進

戸建て住宅や集合住宅を中心とする住宅市街地と、住宅、商業施設、事業所などが混在する複合的な市街地に大別し、土地利用を図ります。

(2) みどりの保全を基調とした土地利用の推進

公園・緑地の整備や生産緑地、農地、屋敷林、樹林地の保全と育成を図り、緑化を促進します。

また、都市計画マスタープランにおいて地域別構想を定め、地域に即したきめ細かなまちづくりをすすめていきます。

まちづくりの課題

< 市民に愛されるまちをめざして >

21世紀最初の合併により誕生した本市は、これまでの歴史や伝統を大切にしながらも、将来にわたって大きな可能性をもったまちとして、市民とともに、この西東京市を「住みたいまち」「住みよいまち」に育てていくことが求められています。

また、本市がもつ各種の資源を活かしながら、「西東京市のアイデンティティ（C I）」を確立し、そして、まちの個性や魅力を築いていくことも大切です。

< 地方分権と住民自治 >

まちづくりや福祉など、市民に身近な課題について、いつ・どのようにすすめるかなどを決める権限が、国や都道府県から市町村へと移譲されつつあります。このことによって、これまで以上に市に自己責任能力が求められることになり、職員の政策立案能力がいっそう重要になります。また、市民自身も責任をもって主体的にまちづくりに参加・参画していくことができるよう、市政における市民参加をさらに発展させるとともに、生活者である市民の意向を市政運営に的確に反映できるしくみをよりいっそう充実させていくことが必要です。

計画的にまちづくりをすすめるためには、「計画 - 実行 - 評価 - 改善」といったサイクルを市民と行政が協力しながらすすめていく必要があります。

< 少子高齢化への対応 >

本市においては、当面、子どもの数が大きく減ることはないと推計されています。全国的に少子化がすすむのに対し、本市の子どもの数が一定を保つということは、子育て環境のよりいっそうの充実が求められているといえます。安心して子育てのできるまちとして、まちの魅力を高めていく必要があります。

一方、高齢者は今後 10 年で増加すると予想され、市総人口に占める割合もますます高くなります。市民の多くは、介護が必要となった時の安心を求めており、福祉サービスを質・量ともに充実する必要があります。また、多くの高齢者は、これまでに培った経験と多様な能力を発揮できる活躍の場を求めています。高齢者の活躍できる社会の構築がこれからのまちづくりには欠かせません。

< 快適な生活環境の整備 >

本市は、住宅都市として多くの市民が暮らしを営むまちであり、道路・市内交通の整備・充実を望む声が大きくなっています。快適な居住空間の整備と、多くの人が集まる駅周辺の整備、道路・交通環境の整備をバランスをとりながらすすめていく必要があります。

市内の緑地環境は、農地や屋敷林などの民有地のみどりに依るところが多い現状であり、宅地化や土地利用の転換などによって減少していく可能性があります。こうした農地・民有地のみどりの保全が課題になっているほか、身近なみどりの活用・創造を望む声も大きく、うるおいとやすらぎのまちづくりが求められています。

< 循環型社会の構築 >

近年、市民の環境意識の高まりとともに家庭ごみの排出量は減っていますが、一方で事業系ごみの排出量は増えています。ごみの処理量を減らすのみならず、ごみ・リサイクルシステム全体における環境への負荷を減らしていくために、リサイクルの前にリユース(再使用)、ごみとなるものを購入しないなどを実践していくことが必要です。

また、地球環境問題(地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少など)が深刻になっており、限りある資源をどう使い、地球規模の環境をどう守るかということが大きな課題となっています。

そのためには、私たちの生活や事業活動を見直すことが大切であり、環境に配慮した循環型で持続可能な地域社会へと移行していく必要があります。

< 情報化への対応 >

情報技術の進展により、さまざまな情報のやりとりを容易に行うことができるようになってきました。その進化は日々めざましいものであり、市民へのサービス提供・情報提供を行うためにも、地域情報化をすすめていく必要があります。

一方、市民のだれもが、いつでも必要な情報を入手できたり、市民の考えや自分の考えも容易に伝えられるようにするためには、パソコンや携帯電話などのIT機器を保有していない、あるいは使いこなせない市民に情報格差が生じないように配慮する必要があります。

また、市民が安心して情報のやりとりができるようにするために、個人情報の保護とセキュリティ対策にも十分配慮する必要があります。

3 わたしたちの望み(基本理念)

やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ

西東京市に暮らして、まちを楽しんでいる人はどれだけいるのでしょうか？

今、多くの人の生活は、まち（地域）に縁遠くなりつつあります。市外での活動が多いために家の周辺のことを知らなかったり、市内で活動していても、近くにどのような場所があり、どのような人が住んでいるかわからないことがあるからです。

まちにはいろいろな「ひと・もの・こと」があります。例えば、ちょっとの時間子どもを見てくれる近くの人はいるか、ふらっと散歩できる場所はどこか、もし災害が起きたとき、自分はどうしたらいいのか。そのような人や環境などのさまざまなまちの姿を知り、つながりをもつことで、私たちは安心感を得て、元気に活動することができます。

“住む地域とのつながり”をもち、“一人ひとりがいきいきと輝く”ことは、まちに暮らす人の生活に欠かせない楽しみを生み出します。そして、「まちを楽しむ」気持ちは、住むまちを誇り、愛する気持ちをもたらすことにもなります。さらに、そのような人々が暮らすまちには、お互いを思いやり尊重できる「やさしさ」や、人と人とのコミュニケーションにあふれた「ふれあい」が息づきます。

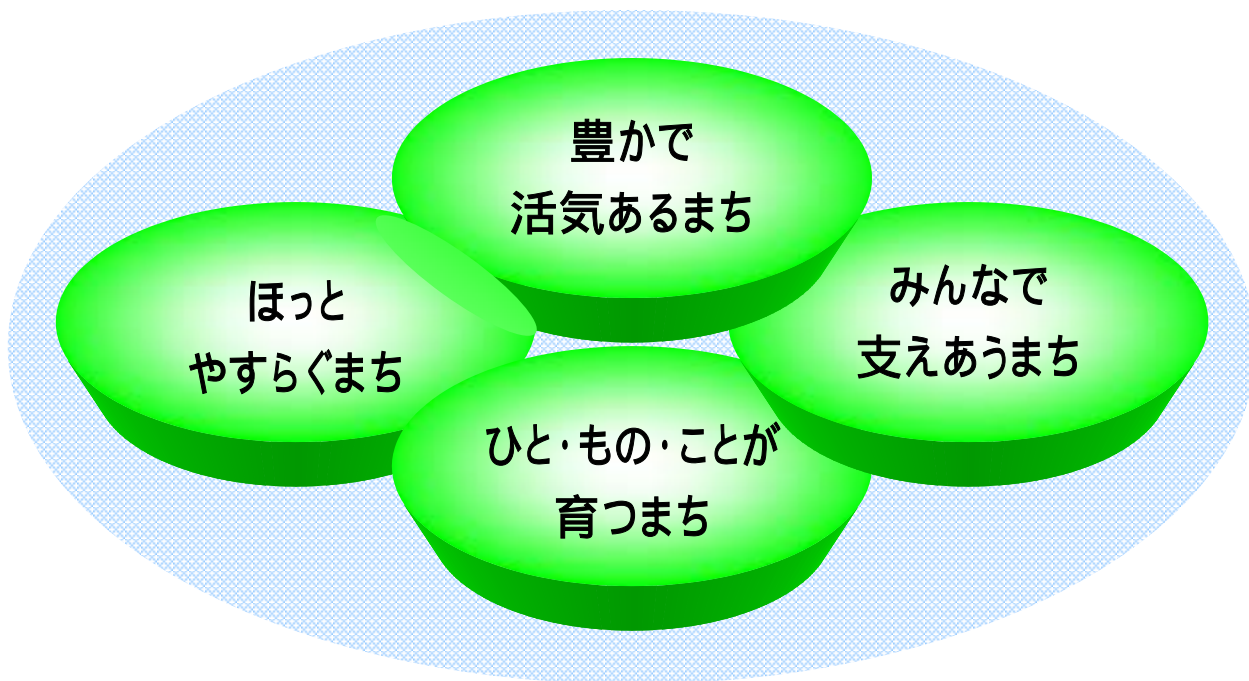
『やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ』ことが、私たちの望みです。

4 理想のまち(将来像)

「私たちの望み」をかなえるまちとは、どのようなまちでしょうか。

私たちの暮らしにはさまざまな場面があるため、「私たちの望み」はいくつもの顔をもっています。

そこで、生活者の視点から考えて4つの「理想のまち」を掲げます。



この理想のまちをめざしてプロジェクトを設定し、重点的に取り組んでいきます。

理想のまち 豊かで活気あるまち

魅力あるまちは、人や企業、情報やものが集まり、何かを生み出す可能性にあふれています。そこでは、買い物や通勤・通学などの日常生活や、事業所や商店街、農地における生産活動など、人が生活しやすく活動しやすい状態が実現されています。

このようなまちの姿に近づくためには、人や企業、団体等が自由に活動できる環境が必要となります。利便性の高い公共交通・道路、生活サービスを提供する施設の集積、活気ある産業が根づくしくみがあり、と同時に、人が集う空間が創出されていることが大事です。また、そのような状態をつくりだすことで、生活の負荷が少ない「職住近接」が実現し、人間の感覚や行動に適合した快適な生活を営むこともできます。

さらに、そのように人が息づく環境には、前提として一人ひとりが尊重され、その生き方が大切にされていることが大事であり、自由な活動や考えを発揮できることも必要とされます。

理想のまち ほっとやすらぐまち

都市の生活で“快適さ”“やすらぎ感”をもたらすもののひとつにみどりや自然がありますが、本市では、農地や雑木林、樹木や川など、数多くの自然を保有しています。それらの自然を守り、「みどりの散歩道」や「市民の憩いの空間」として活かすことにより、自然と共生するやすらぎの生活を実現することができます。

さらに、みどりだけではなく、安心できる空間や人とふれあえる場によっても私たちはやすらぎ感を得ます。例えば、「安全に歩くことができる道路」や「気軽に集える施設」や「人と人とのコミュニケーションのある商店街」などにより、安心できる環境で生活することができます。

都市機能の利便性の向上と同時に、このような「やすらぎを感じる身近な空間」をつくっていくことが大切です。

理想のまち ひと・もの・ことが育つまち

私たちが生活をおくるなかで、例えば映画や音楽、スポーツなどを“知りたい”“楽しみたい”、地域や社会のことを“学びたい”と感じる場面があります。このようなとき、手軽に知り、のびのびと活動することができ、楽しく学ぶことができる機会・場所が身近にあることは重要です。

子どもから大人まで市民が育ち、力を発揮できる環境として、また市民主体の活動を支える人材づくりとして、文化・スポーツ施設などの「娯楽や趣味を楽しむ場」や、学校・生涯学習施設などの「知識を得るための場」、さらにボランティアなどの「活動する場」づくりが求められています。

それと同時に、場だけではなく、知りたい・学びたいと思う歴史資源づくりや文化の創造、情報の受発信ができるしくみの提供、市民のネットワークづくりも重要です。

このような西東京に暮らす市民が育ち、地域資源が活かされ、活動が活気づく「ひと・もの・ことが育つ環境」が理想です。

理想のまち みんなで支えあうまち

高齢社会への対応や商業集積地の魅力づくり、地域コミュニティの再生、省エネ・リサイクル等、今、まちは多くの課題を抱えています。これらへ対応できる地域の活動やしくみの再構築は不可欠となっています。西東京市が住みよい地域として存続し、自立していくためには、市民や企業、行政、NPO等が協働し、地域のサービス・産業・資源をお互いに活かしあい、支えあうしくみが必要です。

「支えあいのしくみ」とは、福祉サービスの充実、地域産業と地域消費の活性化、みどり豊かな自然環境の保全、資源循環の推進などであり、一つひとつのサービスの充実にとどまらず、複合的に連動したしくみのことです。また、このしくみには、それを担う人やコミュニティ、ボランティアが主体的に育ち、互いに影響し、向上しあう環境が求められます。

だれもが安心して暮らすことのできる地域をつくるために、このような地域の資源である「ひと・もの・こと」を見出し、育て、活かし、つなげることであり、みんなで支えあう行動を生み出すことが大切です。

5 まちづくりの方向



~創造性の育つまちづくり~

市民一人ひとりには、それぞれ個性と可能性をもったかけがえのない存在です。

一人ひとりの個性が尊重され、のびやかに育ちあうことができる環境づくりとともに、だれもがいつでもどこでも豊かな学び・文化にふれあえるまちづくりをすすめます。

~笑顔で暮らすまちづくり~

だれもが生きがいをもって豊かな人生をおくるためには、心身ともに健康であると同時に、地域での人と人とのふれあいが大切です。

市民が共に支えあいながら、地域のなかで安心していきいきと健康に暮らし、自立した生活を営むことのできるまちづくりをすすめます。

~環境にやさしいまちづくり~

市民みんながやすらぎ楽しめる自然環境と、安全で持続可能な生活環境は、これからのまちづくりには欠かせない要素です。

居住環境の心地よさをつくり出す豊かなみどりを守り育てるとともに、地球にやさしい循環型のしくみを整えたまちづくりをすすめます。

~安全で快適に暮らすまちづくり~

だれもが安全で快適に暮らしていくためには、計画的な都市基盤の整備や都市の安全性の確保は欠かせません。

快適な居住空間の整備と駅周辺・道路・交通環境の整備により、日常生活における市民の利便性の向上を図るとともに、防災・防犯に取り組むなど、安全に暮らせるまちづくりをすすめます。

~活力と魅力あるまちづくり~

産業構造が変化するなか、市民や企業、行政相互による地域経済を発展させるしくみの構築が望まれています。

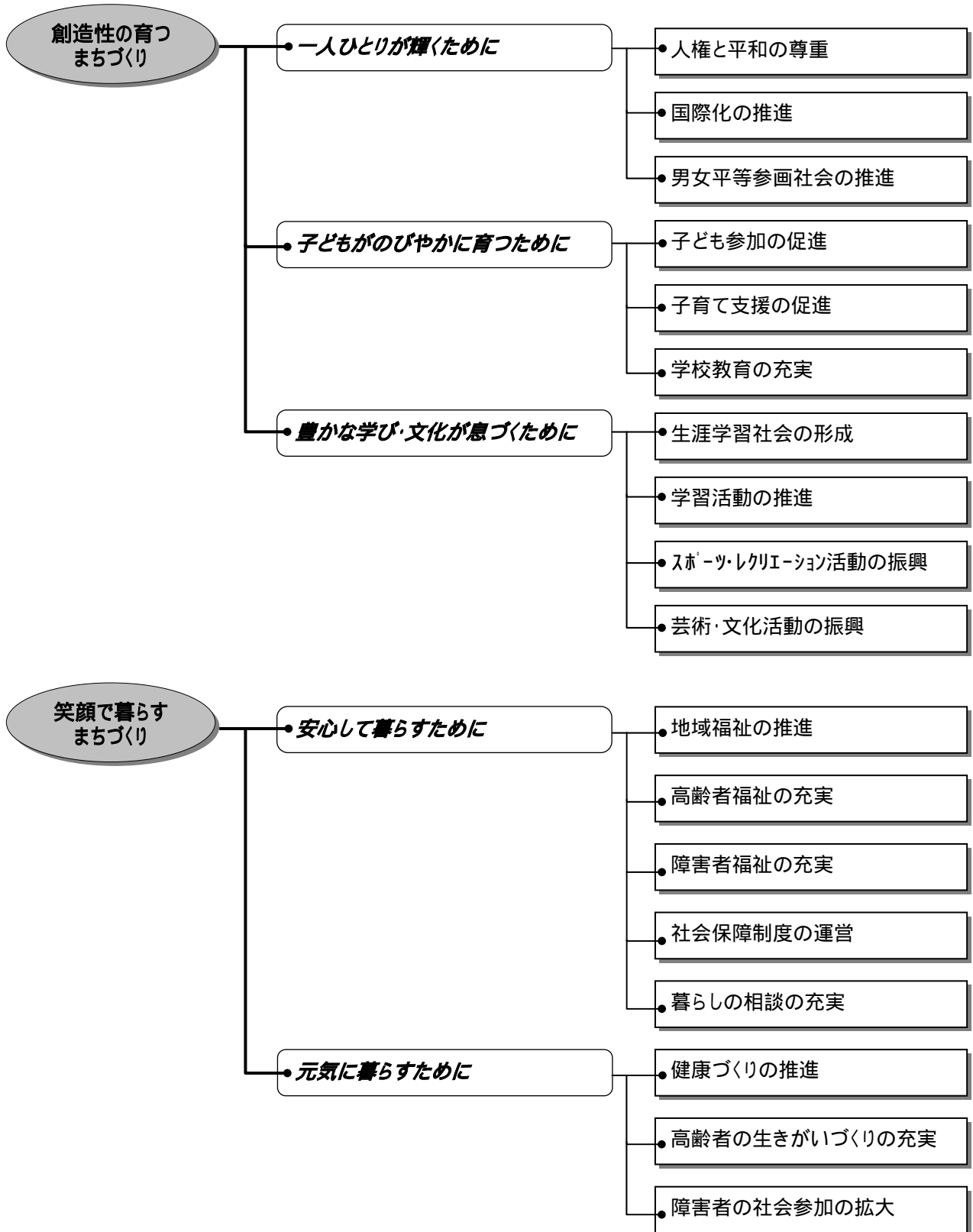
これからは、市内に根づく活力ある産業を支え、新たな産業育成を図るとともに、市内外から人が集まる魅力あるまちづくりをすすめます。

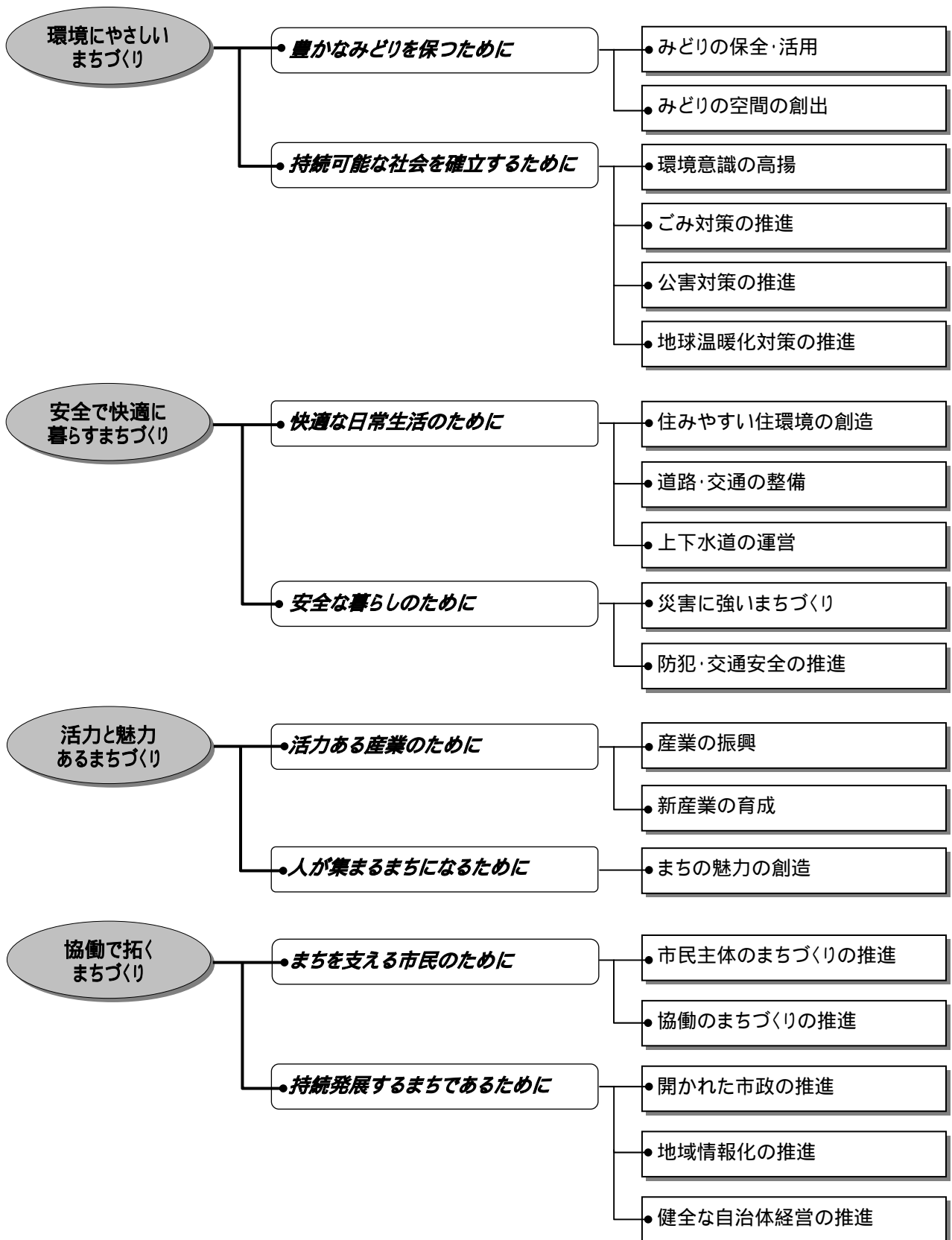
~協働で拓くまちづくり~

多様化する市民ニーズに対応したまちづくりには、市民と行政のパートナーシップによる推進が不可欠です。

これからは、地域での市民の活動を支えるとともに、市民みんながまちづくりに参加できる機会を増やし、市民・企業・行政等が共に力を合わせて持続発展できるまちづくりをすすめます。

まちづくりの方向体系一覧





創造性の育つまちづくり

一人ひとりが輝くために

〔創 1〕

まちには、さまざまな人が暮らし、働き、学び、支えあい、さまざまな生活をおくっています。地域社会を支える市民一人一人は、それぞれ個性と可能性をもったかけがえのない存在です。人種・国籍・性別・年齢・信条・社会的身分などで差別されることのない、人権が尊重される社会が実現されなければなりません。あわせて、男女平等については、その意識づくり、平等参画の促進などに努めていく必要があります。

また、一人ひとりが、地域を越えた「地球市民」として、多くの人とグローバルな問題に取り組んでいかなければなりません。

このため、平和を尊び、人権が尊重される社会をめざすとともに、国際理解を深め、多様な言語・文化的背景をもつ市民が暮らしやすいまちを築いていきます。

子どもがのびやかに育つために

〔創 2〕

未来を担う子どもたちが、のびのびと育つためには、子どもの権利を尊重するとともに、親が安心して子育てできるための支援や、学校教育の充実が必要です。

このため、子どもと同じ目線に立ち、一人一人の違いを認め、子どもたちが主体的にさまざまな活動に参加・参画して、自ら育つことのできる環境づくりをすすめていきます。

また、子どもを安心して生み、健やかに育てられる環境づくりを、子どもの立場を踏まえながらすすめるとともに、子どもの学びの場である学校を活力と魅力あるものとし、一人一人の個性を尊重し、豊かな心あふれる人間形成を図る環境をつくっていきます。あわせて地域と学校の連携をすすめ、家庭・学校・地域・行政が一体となって子どもの成長を支えていきます。

豊かな学び・文化が息づくために

〔創3〕

心の豊かさや生きがいを求め、市民の主体的で創造的なさまざまな活動がすすめられています。あらゆる人が生涯にわたって、身近な環境で、さまざまな文化や歴史にふれたり、学習活動やスポーツに親しんでいけるような取り組みが求められています。

このため、地域における自主的な学習活動を支援する場や、多様な学習機会の充実を図っていくとともに、それぞれの体力や技術などに応じてスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりをすすめます。

また、ゆとりと潤いを実感できる芸術・文化活動を支援し、文化のまちづくりをすすめていくとともに、郷土の歴史を物語る文化財を保護し、地域文化を大切にするまちをめざします。

笑顔で暮らすまちづくり

安心して暮らすために

〔笑 1〕

超高齢社会の到来を目前にして、安心して暮らすための福祉の充実は多くの市民の希望です。福祉サービスの形態やしぐみが増えているなか、利用者の主体的な選択に応えていくため、サービスの充実と基盤整備が求められています。

これからは、高齢者や障害者(児)に限らず、だれもが生涯にわたり住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりに努めるとともに、生活支援のサービスや地域での見守り活動など、行政、社会福祉協議会・NPO・ボランティアなどの連携により取り組んでいく、生活自立のためのサポート体制を整えます。

そして、介護が必要になったり、障害があったり、生活に困ったときでも、共に支えあうほか、身近な暮らしの相談体制を整え、だれもが笑顔で暮らせるしくみの構築をめざします。

元気に暮らすために

〔笑 2〕

生涯にわたり可能な限り自立した生活を送るために、若いうちから健康づくりをすすめていくことは大切です。

これからは、安心できる保健医療体制として、高度医療や救急医療にも対応できる広域的な連携を図るとともに、市民の主体的な健康づくりや健康管理を支援するための取り組みをすすめていきます。

また、高齢者や障害者が、労働意欲や社会参加意欲を活かし、地域社会の一員として活動できるしくみを整えます。

そして、だれもが健康で生きがいをもって暮らし、豊かな人生をおくることのできる地域社会を実現します。

環境にやさしいまちづくり

豊かなみどりを保つために

[環 1]

豊かなみどりは私たちにやすらぎや潤いを与えるとともに、多様な生物が生息する環境となります。本市は、都心に近いにもかかわらずみどりの豊富なまちです。しかし、樹木・樹林・屋敷林や農地などは、今後、都市開発や相続などにより失われていく可能性があり、これらの保全が大きな課題となっています。

これからは、公園や残された緑地を保全するとともに、街路や公共施設における緑化をすすめ、新たなみどりの空間を創出するなど、みどりにふれ、やすらぎを得られる都市環境を整備していきます。また、農地や樹木、樹林、生垣などを維持できるしくみを整えると同時に、市民が積極的に行う緑化活動を支援し、身近なみどりを創り出す施策を展開していきます。

さらに、自然が少なくなった市街地においても、動植物・野鳥・昆虫など身近な生き物の生息空間を確保し、日常生活のなかで自然とふれあえるよう、人と自然環境の健全な共生をめざします。

持続可能な社会を確立するために

[環 2]

地球温暖化や環境汚染など地球規模で問題とされている環境問題や、大都市圏にみられるヒートアイランド現象は、ひとつの市だけで解決できる問題ではありません。しかし、個人一人ひとりや事業者が行動を変えていくことの積み重ねが大切であるとともに、広域的な取り組みも必要となっています。

地球環境保全に向けて本市では、環境に配慮した行動を推進するために、目標設定やその達成状況の点検などのしくみをつくるほか、学校や地域での環境学習を充実させ、意識づくりに取り組みます。また、ごみの減量や資源化など循環型システムの構築、省エネルギーや新エネルギーの計画的な導入による地球温暖化対策をすすめていくなど、環境を大切にすまちを実現します。

安全で快適に暮らすまちづくり

快適な日常生活のために

[安1]

住みやすい住環境を創っていくために、市民・事業者・行政が連携協力して、まちづくりの理念や計画を作りあげていくとともに、地域に対する愛着や誇りをもてるまちづくりを積極的にすすめていきます。なかでも多くの人が集まる駅周辺の整備は、道路や自転車の問題などとあわせて取り組んでいきます。

また、市民意識調査では道路・交通環境の整備への要望が高いため、安心して歩ける道路をめざし、幹線道路と生活道路の計画的な整備をすすめていくとともに、多くの市民に利用されているコミュニティバス(はなバス)のよりよい運行に向けた取り組みをしていきます。さらに環境にやさしい身近な交通手段である自転車が活用されるよう、自転車交通環境の整備や自転車駐車場の整備をすすめます。

水道事業は安全な水を安定して供給していくため、水道施設の維持管理や水質の安全確保に努めていきます。また、下水道事業は面的な整備はほぼ100%を達成しているため、適正な維持管理と安定した経営に努めていきます。

安全な暮らしのために

[安2]

阪神・淡路大震災などの教訓をもとに、災害に強いまちづくりが望まれています。地震や火災などの災害時に対応する防災基盤・ライフライン、緊急体制や地域住民と連携した防災活動など、計画的に危機管理に備えていきます。

また、台風や集中豪雨による都市型水害に対応するため、溢水地域の整備や河川改修・公共施設などへの治水対策を総合的にすすめ、都市における安全の確保を整えていきます。

あわせて、犯罪の予防や交通安全なども地域で力をあわせ、日ごろから市民みんなで取り組み、安心安全なまちづくりをめざします。

活 力 と 魅 力 あ る ま ち づ く り

活力ある産業のために

〔活 1〕

市場のニーズに応じて産業構造が変化するなか、本市においては農業の経営耕地面積の減小、大手工場の移転や規模縮小、また、近隣地域の活性化による購買流出などの動きが見られます。一方、農業は食の新鮮さ、安全性、農地の保全の観点からの期待が高く、地域での流通・販売の促進が求められています。工業では、技術力の高い小規模工場の今後の発展が期待されます。また、商業においては、市の人口密度の高さなど商業環境を取り巻く潜在的可能性は高く、活力のあるまちづくりのために、商業の活性化は欠かせないものです。

地域経済の維持・発展のために、既存産業の新たな展開や、よりいっそうの振興を図るとともに、労働環境の向上をめざします。

さらに、これからは時代に対応した新たな産業の開発がしやすい環境をつくり、コミュニティビジネスやベンチャービジネス、SOHOなどの起業家支援や商店街活性化のための創業支援、産・学・公の連携等を推進していくなかで、地域の活力の創出を図っていきます。

人が集まるまちになるために

〔活 2〕

まちの活力を維持するためには産業の活性化はもとより、人が集まるまちづくりが大切です。そのための魅力づくりとして、市内のみどりや川などの自然を保全、活用しながら、自然空間の憩いの環境づくりが必要となります。

日中や休日に訪れることのできる憩いの場や、水やみどりに親しみ遊べる場など、人が集しやすい環境を整備していきます。また、全市的なまちの魅力の創造として、市内に存在する自然環境を活かした散歩道などを整備し、それらを楽しむための散歩会や散策ルートの設定などの活動づくりをすすめるほか、多様な観光資源を見出し活かす方策の検討を行い、人が集うまちを実現します。

協働で拓くまちづくり

まちを支える市民のために

〔協1〕

まちに暮らし、まちを支える市民が自分たちのまちを創っていく、この市民主体のまちづくりをすすめるために、地域における良好なコミュニティづくりが求められています。人と人とのつながりを深めるため、活動の支援や活動の場の充実を図り、あわせて団体間のネットワークづくりなど、地域での支えあいを支援していきます。さらに、市内での交流にとどまらず姉妹都市との交流、世代間交流などふれあいの機会を創出していきます。

また、まちづくりの推進に市民との協働が重要になってきました。市民の参加を推進するとともに、市民と市とがそれぞれの役割を自覚し、相互に補完し協力する必要があります。また、ボランティア活動支援の推進を図り、行政とNPOや各種団体との連携を構築していきます。

持続発展するまちであるために

〔協2〕

市民と市が協働でまちづくりをすすめていくために、情報の共有化を図るとともに市政運営の透明性を高めていく必要があります。開かれた市政をすすめるため、情報公開や情報提供をいっそう充実するとともに、市民の意見や提言等についての受信体制を強化し、双方向の情報提供のしくみを整えていきます。

近年の情報処理・通信技術の目覚ましい進歩により、あらゆる場面で情報化が進展し、インターネットを主流とした情報伝達基盤の構築がすすんでいます。市では地域情報化を計画的に推進しているところですが、情報格差の解消やセキュリティの確保にも配慮した取り組みが必要です。

また、新たな行政需要や地方分権への対応、行政サービスの主体が多様化するなかでの行政運営のあり方、国・地方を取り巻く厳しい財政環境のなか、今後とも計画的な行財政改革を推進していく必要があります。さらに、わかりやすい行政評価制度の確立や、行政サービス体制の見直しをすすめていくとともに、広域行政の取り組みやふたつに分かれている市役所庁舎の課題改善に取り組むなど、効率的な行政運営をすすめ、持続発展するまちを実現します。